

板橋区立保育園栄養士設置要綱

(平成16年3月9日区長決定)

(改正 平成17年3月23日区長決定)

(改正 平成19年3月26日区長決定)

(改正 平成20年3月26日区長決定)

(改正 平成21年3月31日区長決定)

(改正 平成23年3月31日区長決定)

(改正 平成25年3月31日区長決定)

(改正 平成28年3月23日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、板橋区立保育園（以下「区立保育園」という。）における給食調理業務委託の円滑な推進が図られるまでの間、区立保育園栄養士（以下「保育園栄養士」という。）を設置し、その任用、勤務条件等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(身分)

第2条 保育園栄養士は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する特別職の非常勤とする。

(職務)

第3条 保育園栄養士Ⅰ及びⅡは、次の各号に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 保育園給食の実施に関すること。
- (2) 保育園給食の栄養管理に関すること。
- (3) 児童及び保護者への食育に関すること。
- (4) 保育園給食の衛生管理に関すること。
- (5) 保育園給食の物資管理に関すること。
- (6) アレルギー対応や食生活改善に関すること。
- (7) 食に係る地域の子育て支援に関すること。
- (8) その他、給食調理に関し必要なこと。

2 保育園栄養士Ⅱの職にあるものは、前項の業務に加え、下記のいずれかの職務にあたるものとする。

- (1) 労務管理的な要素からリーダーシップをもってその職に従事すること。
- (2) 職務実績、経験から、Ⅰの職より高度な職務にあたること。

(任用)

第4条 保育園栄養士は、栄養士資格を有する者のうちから、区長が任用する。

2 保育園栄養士の配置は、区立保育園の給食調理業務委託園に配置する。

3 保育園栄養士の任用については、区長が別に定める「非常勤職員任用基準」（昭和54年7月16日区長決定）による。ただし、次に掲げる要件を備えている者については、1年を超えない期間で任用を更新することができる。

- (1) 任用期間内の勤務成績が良好であること。
- (2) 健康で、かつ、意欲をもって職務を遂行すると認められること。

4 前項のただし書きによる任用の更新は、前項の規定にかかわらず、年齢65歳に達する日の属する年度の末日を限度とする。

5 保育園栄養士の任用は、発令通知書（別記第1号様式）による。

6 保育園栄養士の任用に当たり、労働条件通知書（別記第2号様式）を交付する。

（任用決定者の提出書類）

第5条 保育園栄養士として任用される者は、あらかじめ次の書類を提出しなければならない。

- (1) 誓約書(別記第3号様式)
- (2) 住民票記載事項証明書
- (3) 通勤届（別記第4号様式）
- (4) 健康診断書（細菌検査を含む。）
- (5) 口座振替依頼書（別記第5号様式）

2 前項の提出書類の記載事項に変更があるときは、その都度すみやかに届け出なければならない。

（欠格事項）

第6条 次の各号の一に該当する者は、保育園栄養士となることができない。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 板橋区において懲戒免職処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（勤務態様）

第7条 保育園栄養士の勤務態様は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 勤務日数は、週5日とし、勤務日は、職員の勤務時間・休憩時間に関する規定(平成10年3月25日板橋区訓令第23号)を準用し、板橋区立保育園長(以下「園長」という。)が定める。
- (2) 勤務場所は、子ども家庭部保育サービス課長（以下「課長」という。）が定める。

（休日）

第8条 前条の規定により、園長が定める勤務日以外の日は、休日とする。

（勤務時間）

第9条 保育園栄養士の1日の勤務時間は、5時間45分とする。

2 保育園栄養士の正規の勤務時間の割り振りは、午前8時から午前8時30分までの間で、園長が別に指定する時間から、休憩時間を含めて6時間30分とする。

（休憩時間）

第10条 保育園栄養士の休憩時間は45分とし、その時限は園長が定める。

（特例）

第11条 園長は、職務の遂行上特に必要があるときは、第7条から前条までに規定する勤務態様、休日、勤務時間及び休憩時間を臨時に変更することがある。

（通常の勤務部署以外での勤務時間）

第12条 保育園栄養士が勤務時間の全部又は一部について通常の勤務場所以外で職務に従事した場合において、勤務時間を算定しがたいときは、正規に勤務時間を勤務したものとみなす。

(報酬及び費用弁償)

第 13 条 保育園栄養士の報酬及び費用弁償は、東京都板橋区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 31 年板橋区条例第 25 号) 及び非常勤職員の報酬及び費用弁償の額を定める規則(昭和 54 年板橋区規則第 7 号) の定めるところによる。

2 前項に定める報酬及び費用弁償の支給方法は次のとおりとする。

- (1) 基準報酬は日額とし、月の勤務日数に応じた額を翌月 15 日に支給する。ただし、15 日が日曜日、土曜日又は休日(国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に定める休日をいう。以下この号において同じ。)であるときは、その日前のその日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日とする。
- (2) 付加報酬の支給については、「非常勤職員の通勤費相当額の支給に関する要綱」(昭和 60 年 3 月 23 日区長決裁)による。
- (3) 正規の勤務時間を超えて第 11 条の規定により勤務を命ぜられた場合は、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、第 14 条第 2 項及び第 3 項に規定する勤務 1 時間単位報酬額に次の表の左欄に掲げる勤務の区分に応じ、同表右欄に掲げる割合を乗じて得た額を支給する。

勤務の区分	割合
1 正規の勤務時間を含めた勤務時間が労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)第 32 条に規定する労働時間内の勤務	100 分の 100
2 前号に掲げる勤務以外の勤務	100 分の 125

- (4) 保育園栄養士から申出のある場合には、口座振替の方法により支払うことができる。
- (5) 口座振替の処理は、口座振替依頼書(別記第 5 号様式)の提出を受けて行う。

(報酬の減額)

第 14 条 保育園栄養士が定められた勤務時間の全部又は一部について勤務しないときはその勤務しない日又は時間について報酬を支給しない。

2 1 時間単位の減額は、次により算出する。ただし、1 日の全部を勤務しないときは報酬日額を減額する。

$$1 \text{ 時間単位報酬額} \quad \text{報酬日額} \quad \div \quad \text{日勤務時間数}$$

3 前号により算出した金額に円位未満の端数が生じたときは、その端数が 50 銭以上のときは、1 円とし、50 銭未満のときは、切り捨てる。

(年次有給休暇)

第 15 条 年次有給休暇の日数は別表 1 のとおりとし、会計年度ごとに付与する。

2 前項により付与された年次有給休暇の日数のうち、当該任用期間に使用しなかった日数については、引き続き次の任用期間に限りこれを請求することができる。ただし、前年度の任用期間における勤務日数の総和が、所定勤務日数の 8 割に満たない保育園栄養士については、この限りでない。

3 年度の中で任用され、当該年度の任用期間が 12 月に満たない者の年次有給休暇は、別表 2 のとおりとする。

- 4 年次有給休暇を請求しようとする者は、事前に申し出なければならない。
- 5 年次有給休暇は、本人の請求があった時季に与えるものとする。ただし、業務の都合によりやむを得ない場合には、その時季を変更することができる。
- 6 年次有給休暇の処理は、別記第6号様式による。

(慶弔休暇)

第16条 保育園栄養士には、有給の慶弔休暇を付与する。慶弔休暇の付与日数については、次の通りとする。

- (1) 親族が死亡したとき 一般職員に準ずる
- (2) 保育園栄養士自身が婚姻するとき 引き続き7日
- (3) 保育園栄養士自身の父母の追悼のための特別な行事を行う場合 1日

2 慶弔休暇の処理は、別記第6号様式による。

(病気休暇)

第17条 課長は、保育園栄養士が負傷又は疾病により療養する必要があるため、勤務しないことを申し出た場合、無給の病気休暇を引き続き30日の範囲内で、日を単位として、任用期間において、30日を限度に付与することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、引き続き4日以上 of 病気休暇を取得した場合は、最初の3日間を有給とする。
- 3 病気休暇の期間は、療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限の期間とする。
- 4 病気休暇を申し出る時は、医師の証明書を示さなければならない。
- 5 病気休暇の処理は、別記第6号様式による。

(公民権行使等休暇)

第17条の2 課長は保育園栄養士が勤務時間の全部又は一部において、公民としての権利の行使又は公の職務の執行（以下「公民権行使等」という。）を行う場合、必要と認められる時間、有給の休暇を付与することができる。

- 2 課長は保育園栄養士が公民権行使等休暇を請求した場合においては、拒んではならない。ただし、職務の都合により、公民権行使等に妨げがない場合に限り、請求された時刻を変更することができる。
- 3 課長は、公民権行使等休暇を承認するときは、公民権行使等を証する書類の提出を求めることができる。
- 4 公民権行使等休暇の処理は、別記第6号様式による。

(夏季休暇)

第18条 課長は、夏季の期間(7月1日から9月30日までをいう。)において、保育園栄養士が心身の健康維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことを申し出た場合、有給の夏季休暇を5日付与することができる。

2 夏季休暇の処理は、別記第6号様式による。

(妊娠・出産休暇等)

第19条 職員から労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条から第68条までに規定する休暇並びに雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第12条及び第13条に規定する措置の請求があった場合、無給の休暇を与える。

2 前項の休暇の期間は、第15条第2項に規定する年次有給休暇の繰越の算定に当たっては、勤務したものとみなす。

(育児休業及び介護休業等)

第20条 保育園栄養士の育児休業及び介護休業の取得については、「非常勤職員の育児・介護休業等に関する要綱」(平成16年3月4日区長決裁)による。

(遅刻、早退及び外出)

第21条 遅刻をした者又は早退をしようとする者は、課長に届け出なければならない。

2 その処理は、遅参・早退簿(別記第7号様式)による。

3 私用外出をしようとする者は、休憩時間中にしなければならない。ただし、特別の事情がある場合は、勤務時間中であっても園長が許可をすることがある。

(社会保険等)

第22条 保育園栄養士の社会保険等の適用については、健康保険法(大正11年法律第70号)、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)の定めるところによる。

(服務)

第23条 保育園栄養士は、その職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

2 保育園栄養士は、その職務の遂行に当たって、法令及びこの要綱等に従い、かつ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

3 保育園栄養士は、その職を傷つけるような行為をしてはならない。

4 保育園栄養士は、上司の許可があった場合を除くほか、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

5 保育園栄養士は、誠実かつ公正に勤務し、職務を民主的かつ能率的に処理しなければならない。

6 保育園栄養士は、勤務時間中は政治行為をしてはならない。

(制裁)

第24条 保育園栄養士が、次の各号の一に該当する場合は、次条の規定により制裁を行う。

(1) 重要な経歴を偽りその他の手段によって任用されたとき。

(2) 本要綱にしばしば違反するとき。

(3) 素行不良で職場内の風紀、秩序を乱したとき。

(4) 遅参、早退のほか職務に専念しないとき。

(5) 職務上の怠慢又は監督不行き届きによって災害事故を引き起し、又は区の設備器具を損壊したとき。

(6) 正当な事由なく無断欠勤するとき。

(7) 許可なく区の物品を持ち出し、又は持ち出そうとしたとき。

(8) 職務上の指揮命令に違反したとき。

(9) 前各号に準ずる程度の不都合な行為をしたとき。

(制裁の種類・程度)

第25条 制裁は、その情状により次の区分に従って行う。

(1) 戒告 当該保育園栄養士の職務履行の改善向上に資するため、その責任を確認し、将来を戒める。

(2) 減給 1回の額が平均報酬の1日分の半額、総額が一報酬支払い期における報酬総額の10分の1の範囲で行う。

(3) 停職 7日以内出勤を停止し、その期間中の報酬は支給しない。

(4) 懲戒免職 予告期間を設けることなく、即時に解職する。この場合において所管労働基準監督署長の

認定を受けたときは、予告手当（平均報酬の1月分）を支給しない。

（解職）

第26条 区長は、保育園栄養士が次の各号の一に該当するときは、その職を解くことができる。

- (1) 勤務成績又は能率が従事に適しないと認められたとき。
- (2) 心身の故障のため、職務遂行に支障があり、又はこれに堪えられないとき。
- (3) 前2号に規定する場合の外、その職に必要な適格性を欠く場合
- (4) 事業の縮小若しくは予算の減少その他やむを得ない事由により廃職又は過員を生じたとき。

（退職）

第27条 保育園栄養士が、次の各号の一に該当するに至ったときは、その日を退職の日とし、職員としての身分を失う。

- (1) 本人の都合により退職を願い出て区の承認があったとき、又は退職願（別記第8号様式）提出後14日を経過したとき。死亡したとき。
- (2) 期間の定めのある任用が満了したとき。

（退職願）

第28条 保育園栄養士が退職しようとする場合は、少なくとも14日前までに退職願を提出しなければならない。

2 前項の規定により退職願を提出した者は、区の承認があるまで従前の職務に服さなければならない。ただし、退職願提出後14日を経過した場合は、この限りでない。

（公務災害補償）

第29条 保育園栄養士の公務上の災害又は通勤による災害の補償は、特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年特別区人事・厚生事務組合条例第8号）及び特別区職員の公務災害等に伴う見舞金の支給に関する条例（昭和47年特別区人事・厚生事務組合条例第13号）の定めるところによる。

（委任）

第30条 この要綱について、必要な事項は、子ども家庭部保育サービス課長が別に定める。

付 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

付 則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。